

第49回(令和7年度)中央近代化基金「補完融資」推薦申込み公募要綱

(公社)全日本トラック協会

1	公 募 推 薦 総 枠	30億円
2	公 募 期 間	令和7年6月10日(火)から令和7年11月28日(金)まで (但し、公募枠の30億円に達し次第申込みの受付を締め切る)
3	申 込 先	都道府県トラック協会(以下「地方ト協」という。)を通じ、全日本トラック協会 (以下「全ト協」という。)宛て申込み
4	融 資 推 薦 対 象 者	地方ト協に加入している貨物自動車運送事業法第3条又は第35条の 許可を受けた運送事業者、その共同体及びその持株会社(傘下の貨 物自動車運送事業者に係る資金調達を行う者に限る。)(以下「事業者」 という。)であって、株式会社商工組合中央金庫(以下「商工中金」とい う。)又は商工中金の代理店の取引資格があるもの(予定を含む)
5	融 資 推 薦 対 象 事 業	(1) トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金 ① 近代化・合理化のための事務機器等の設置購入に要する資金を含む ② 「補修・改修」に要する資金を含む (2) 人材確保及び生産性向上のための設備 ① 福利厚生施設の整備に要する資金(男女別施設(トイレ・更衣室・ 休憩室等)を含む) ② 荷役機械購入に要する資金(テールゲートリフターの設置を含む) ※ 車両購入及び改造は除く (注1) 推薦融資の対象となるのは、令和6年度において投資される資金 であり、投資時期は資金の支払時期で判断するものとする ただし、2か年度にわたり一体的な整備が必要な不動産投資等に ついては、令和7年度までの資金も推薦対象とする (注2) 自己資金等で設備代金を支払済みの場合は推薦対象としない ただし、推薦決定以前に支払いを行ったものであっても、令和7年 4月1日以降に「金融機関からのつなぎ融資」、「割賦手形」で必要資 金を賄った場合で、本推薦融資の資金が、当該つなぎ融資の一括返 済、当該割賦手形の一括組戻しに充当されるものについては推薦対 象とする (注3) 融資推薦対象事業に要する資金には消費税を含めることができる

6	推 薦 融 資 条 件	(1) 融資限度			
		事業規模が1億円以上の大規模プロジェクトで、申込会員の令和6年度以降の投資額の30%以内で未払金額の範囲内とする。			
		ただし、上限金額は5億円とし、投資額の30%が5千万円未満の場合は5千万円とする。			
		(2) 融資利率			
		取扱金融機関の所定利率(最優遇利率適用)による			
		(3) 償還期間			
		10年以内(法定耐用年数が10年を下回る設備は、法定耐用年数以内)			
		ただし、主設備と同時に付帯設備投資(事務機器・荷役機械等)をする場合、その付帯設備については、主設備と同一の償還期間を認める			
		(4) 据置期間			
		償還期間のうち6か月以内(初回元金償還日が貸出日から6か月以内)			
		(5) 償還方法			
		月賦、隔月賦、又は3か月ごとの元金均等償還(借入期間通期にわたって一定の元金返済額)ただし、端数は最終償還日で調整するものとする			
		(6) 担保・保証人			
		取扱金融機関の定めるところによる			
		(7) 再融資の制限			
		事業者が再融資を受けようとする場合には、既往の借入金が当初の約定に基づき正常な形で償還が行われているものに限る			
		ただし、高度化事業に係る融資については、この限りではない			
7	利 子 補 給	(1) 利子補給率 年0.6%			
		(2) 利子補給限度額			
		1事業者に対する利子補給額は、中央近代化基金推薦融資総額で2千万円を限度とする(ただし、全額償還された融資に係る利子補給額を除く)			
8	取 扱 金 融 機 関	商工中金の本支店及び商工中金の代理店(以下「商工中金等」という。)			
9	地 方 ト 協 从 全 ト 協 宛 特 融 資 推 薦 期 限 (全 ト 協 必 着 日)	第1回	令和7年7月31日(木)	第2回	令和7年8月29日(金)
		第3回	令和7年9月30日(火)	第4回	令和7年10月31日(金)
		第5回	令和7年11月28日(金)		
		「中央近代化基金融資推薦書」(様式8号)及び「補完融資推薦先明細表」			
		(様式9号)に申込み書類を添付して全ト協宛て推薦する			

10	融 資 推 薦 適 否 決 定 通 知 (通 知 予 定 日)	第1回	令和7年8月15日(金)	第2回	令和7年9月12日(金)
		第3回	令和7年10月15日(水)	第4回	令和7年11月14日(金)
		第5回	令和7年12月12日(金)		
11	融資推薦決定通知書の有効期限	融資推薦の有効期限は、以下のとおり、それぞれの「中央近代化基金融資推薦適否決定通知書」(様式11号)に記載する			
		令和8年3月末日			
		ただし、2か年度にわたり一体的な整備が必要な不動産投資等については、			
		以下の期日の範囲内とする			
		令和9年3月末日			
		(注)融資実行がやむを得ない理由により、上記の次年度以降にずれ込む			
		場合には、「融資推薦有効期限延長申請書」(様式15号)により、地方			
		ト協を通じて全ト協宛て有効期間の延長を申し出ること			
12	申 込 書 及 び 添 付 書 類	(1) 「融資推薦申込書」(様式1号)			
		(2) 「企業要項」(様式2号の1又は様式2号の2)			
		(3) 「事業計画書」(様式3号の1)			
		(4) 「承諾書」(様式4号)			
		(5) 不動産売買契約書の写し(又は案文)			
		(6) 工事請負契約書の写し(又は案文・見積書)			
		(7) 公図・建物図面・各階平面図			
		(8) 所在地案内図			
		(9) 見積書(荷役機械・事務機器等)			
		((1)～(4)の書類は、全ト協のホームページからもダウンロードできる)			
		(注) 記入方法等がわからないときは、地方ト協事務局に問い合わせのこと			
		提出された書類は返却しないので、取扱金融機関宛ての提出書類は			
		別途用意すること			
		13	商 工 中 金 等 宛 借 入 申 込 み	(1) 融資推薦の決定通知を受けた場合は、「中央近代化基金融資推薦適否決定通知書」の写しを添えて商工中金等へ借入れ申込みを行なうこと	
(2) 決算関係書類等審査に必要な書類については、別途商工中金等からの依頼により提出のこと					
(3) 商工中金から借入を行うときは、商工中金の株主である協同組合等の団体					
又はその構成員であることが必要となる					
また、商工中金の代理店から借入を行うときは、その代理店の組合員で					
あることが必要となる					
この資格を具備していない場合は、地方ト協に相談のこと					

14	設 備 完 成 報 告	(1) 設備完成(購入)後、速やかに地方ト協を通じて「設備完成(購入)報告書」 (様式18号)を提出のこと
		(2) 設備完成(購入)報告がない場合には、利子補給を行えない
		(3) 設備完成(購入)報告時の添付書類(全て写しで可)
		① 不動産売買契約書
		② 工事請負契約書
		③ 全部事項証明書(不動産登記簿謄本)
		④ 対象物件の写真
		⑤ 投資額全額の領収証
		⑥ つなぎ融資がある場合、その確認書類(融資計算書及び返済計算書)
15	留 意 事 項	(1) 申込事業者が企業又は個人事業主の場合、所属組合を通じて借入れ を行う「転貸方式」を利用することができる
		(2) <u>公募枠を超える応募があった場合は全ト協への先着順とする</u>
		(3) 融資推薦決定通知は、融資の決定とは異なる 融資の推薦は申込事業が近代化基金融資の条件に適合するものである ことを確認・証明するものであり、その後、取扱金融機関の返済見通し等の 審査を経て融資の可否が決定される
		(4) 融資推薦決定後、事業計画の変更(投資内容・投資額の変更、延期、 中止等)が生じた場合は、所定の手続きが必要となるので、地方ト協宛て 申し出ること 所定の手続きがなく融資実行された場合、利子補給は行えない
		(5) この要綱に定めのない事項は、全ト協の「近代化基金運営要領」及び 「中央近代化基金運営事務取扱細則」の定めるところによる